

令和7年度（2025年度）企業トップセミナー運営業務委託
企画提案コンペ募集要項

次のとおり、令和7年度（2025年度）企業トップセミナー運営業務を実施する事業者を募集する。

1 募集方法

本業務は、公募により企画提案を募り、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、契約相手方の候補者とする。

2 企画提案コンペに付す事項

(1) 委託業務名

令和7年度（2025年度）企業トップセミナー運営業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度（2025年度）企業トップセミナー運営業務委託仕様書」の
とおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

事業スケジュール（予定）	
R7.7月上旬～7月下旬	委託先募集
R7.8月上旬～8月下旬	選定、契約手続
R7.9月上旬～	事業開始
R8.2.3	企業トップセミナー〈於：熊本県庁本館 地下大会議室〉
R8.3.6まで	実績報告

(4) 募集事業者数

1事業者

3 委託限度額

914,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※なお、この金額は、提案にあたっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

4 対象経費

委託事業の実施に直接必要となる諸経費

(例) 謝金、旅費、人件費、交通通信費、資料作成費、事務費、消耗品費、広報費用、パソコンの設置費用等

※備品購入など受託者の財産取得に係る経費は対象外とする。

※従来の経費を単に本事業に振り替えることや、事業内容との関連性が認められない経費、公的な資金の用途として不適切と認められる経費の計上は不可とする。

5 参加資格要件

民間企業、その他の法人又は法人以外の団体、個人事業主であって、次の要件の全て

を満たしている者。ただし、県との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる者に限る。

- ① 熊本県内に本店又は支店、営業所等を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- ⑤ 参加申込書受付の開始以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団ではないこと、及び、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- ⑧ 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がない者

6 質疑と回答

(1) 受付期間は令和7年（2025年）7月18日（金）までとし、質問は、電子メール（様式任意）で受け付ける。

なお、質問及び回答については、必要に応じて熊本県ホームページに掲載する。

※受付期間を超えた質疑については回答しない。

(2) 質問のあった事項については、参加申込書を提出した事業者全員に令和7年（2025年）7月24日（木）までに電子メールにて回答する。

(3) 担当窓口

熊本県男女参画・協働推進課 男女共同参画班

担 当：森本

E-mail：morimoto-c-dr@pref.kumamoto.lg.jp

7 応募方法等

(1) 参加申込書等の提出

企画提案コンペの参加希望者は参加申込書その他の必要書類（以下「参加申込書等」と総称する）を提出する。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 添付書類

(7) 事業所概要（様式2）※

(4) 事業実施体制等（様式3）

(7) 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書

(エ) 定款等の写し

(オ) 事業所の履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの（写し可））

(カ) 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和7年（2025年）7月7日以降に発行の原本を提出。）

(注) 令和8年(2026年)3月31日までの熊本県の入札参加資格(業務委託)を有する応募者については、上記(ウ)から(カ)までの書類を省略することができる。その場合、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

※「(3) 留意事項」を参照。

(キ) 事業者の取組に関する申出書(様式4)

② 提出方法

郵送又は持参

③ 提出先

〒862-8570(郵送の場合、住所記載不要)

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県男女参画・協働推進課 男女共同参画班 担当: 森本

Tel: 096-333-2287

④ 提出部数

1部

⑤ 提出期限

令和7年(2025年)7月16日(水) 午後5時(必着)

⑥ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については参加申込書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む)については書面により通知する。なお、参加資格を認めた者であっても当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)※

イ 事業費見積書(任意様式)※

※「(3) 留意事項」を参照。

② 提出方法

郵送又は持参

③ 提出先

「(1)の③」に同じ

④ 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

⑤ 提出期限

令和7年(2025年)7月31日(木) 午後5時(必着)

(3) 留意事項

① 事業所概要については、所定の様式に代えてパンフレット等既存の資料でも可とする。

② 企画提案書は任意様式とするが、次の事項については必ず記載すること。

・基調講演の講師・講演内容(県と協議の上決定するため、候補者は複数名提案することが望ましい)

・県内企業の経営者、人事労務管理者を主とする集客効果が期待できるような提案

・イベントの具体的な周知方法

・イベント実施までのスケジュール

・体制(組織、スタッフ)

・過去の実績

・事業費の積算

③ 事業費見積書は、「4 対象経費」に記載している項目を参考に作成すること。

8 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

① 日時

令和7年(2025年)8月6日(水) ※時間詳細は別途連絡

② 場所

環境生活部会議室(熊本県庁新館5階) ※変更の際は別途連絡

③ プレゼンテーションの持ち時間

提案者1者につき40分(最初の20分で提案者による説明、その後審査員による質疑20分)を予定。

④ プレゼンテーションの出席者

提案者の従業者又は提案内容を実施するための関係者に限る。

(2) 審査方法

- ① 別途審査会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき次の審査項目について3名の審査員による審査を行い、合計得点が最も高い応募者を受託候補者とする。なお、各審査員の得点が50点以上、かつ3名の審査員の合計得点が180点以上の提案者を採用の対象とする。

審査項目		配点 (各人)
事業目的の理解度	・ 本事業の趣旨・目的を十分理解しているか。	10
企画力	・ 県内企業の経営者、人事労務管理者を主とする集客効果が期待できるような提案があるか。	25
発信力	・ 効果的な広報・PRの提案がされているか。	25
業務遂行能力	・ 事業を円滑に実施できる体制(組織、スタッフ)が整っているか。 ・ オンライン配信の環境は整っているか。 ・ 無理のないスケジュールとなっているか。 ・ 過去の実績はどうか。	30
事業費	・ 事業費の積算は妥当か。	5
その他	・ えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定、熊本県男女共同参画推進事業者表彰、熊本県ブライト企業認定、よかボス宣言のいずれかを受けた企業(団体)であるか。 ・ 障がい者支援施設等からの物品及び役務の調達実績、事業活動温暖化計画書制度の対象事業者、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action等の認証等、森林吸収量認証書の交付実績、熊本県SDGs登録があるか。 ※認定は、現在も有効であること。 ・ パートナーシップ構築宣言に登録しているか。	5
合計		100

② 審査結果の通知

全ての応募者に対し、審査結果を書面にて通知する。なお、採用された応募者については、県のホームページで公表する。

9 参加辞退について

参加申込書の提出後に申込みを取り下げる場合は、取下書（様式任意）を熊本県男女参画・協働推進課に提出すること。

10 契約

県は、受託候補者と最終的な契約条件等を協議し、双方合意に至ったときは、委託限度額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

当該候補者として選定された者と契約条件等が合意に至らない場合は、「8の（2）の①」における次点の提案者として評価した参加者を受託候補者として協議を行う。

11 契約方法

契約方法は、地方自治法第167条の2第2号の規定により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号により単独見積とする。

12 契約保証金

受託者は、契約締結に際し熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合はこの限りではない。

13 その他留意事項

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (5) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。
- (6) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 企画提案書に関する著作権は提案者に帰属する。ただし、本委託契約を締結する提案者が提出した企画提案書の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属する。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ その他、協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (9) 審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする）。
- (10) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (11) 参加者が1者のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。